



この臨時号は、5月6日(金)時点の情報をもとに作成しています。

『被災者生活再建支援金』の申請受け付けを開始します

【問】市危機管理課 tel: 22-1462 [支援金相談専用電話]

震災により住宅に被害を受けた世帯に、被災状況と再建方法に応じて支援金が支給されます。支援金は、①基礎支援金と②加算支援金の2種類で、国の所管機関から送金されるため口座に振り込みます。現金での支給はできませんのでご了承ください。まず基礎支援金のみ申請し、再建方法が決まった後で加算支援金を申請することも可能です。

※5月16日(月)から29日(日)までに申請された場合は、同一時期に口座に振り込まれる予定です。あわせてお申し込みください。



被災状況・再建方法ごとの支給額

【①基礎支援金】住宅の被災状況に応じ支給(申請期限:平成24年4月10日まで)

- 全壊などの場合: 100万円
- 大規模半壊の場合: 50万円

【②加算支援金】今後の再建方法に応じ支給(申請期限:平成26年4月10日まで)

- 建設・購入する場合: 200万円
- 補修する場合: 100万円
- 賃貸の場合(公営住宅を除く): 50万円

※居住していた世帯が対象になります(貸し主の方や店舗などは対象になりません)。単身世帯の場合は、上記①②の金額が、いずれも4分の3の額になります。

持参するもの

- 【①基礎支援金の申請時】
 - り災証明書(市税務課で申請受付・交付)
 - 世帯主名義の預金通帳(写しでも可)
 - 本人確認ができる書類(運転免許証など)
 - 印鑑
- 【②加算支援金の申請時】
 - 契約書の写し(新築・購入、補修、賃貸住宅入居の場合)

申請受付日時・場所 次のとおり

※郵送でも受け付けます。申請書(市のWebサイトからダウンロードできます)に上記書類を添付の上「市危機管理課」あてに郵送してください。(住所はこのページの右上に記載してあります)

申請受付日程

■受付日 5月16日(月)～29日(日)・・・土・日・祝日も含め毎日受付
5月30日(月)以降……………平日のみ受付
※時間はいずれも午前9時から午後4時30分まで

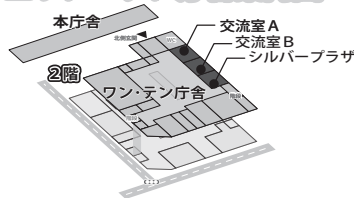
■受付場所 ①ワン・テン庁舎2階(交流室A・B)
②唐桑・本吉総合支所
③階上・大島出張所

※対象地区の日程でご都合がつかない場合は、他の月日・場所でも受け付けます。また、避難所でも受け付けます。詳しくは下の表をご覧ください。

①ワン・テン庁舎における受付日と対象地区

受付日	対象地区
16日(月)	松岩・面瀬地区
17日(火)	階上地区
18日(水)	鹿折地区
19日(木)	九条小・気仙沼小学区
20日(金)	南気仙沼小学区
21日(土)～	地区指定無し

ワン・テン庁舎案内図



【避難所での受付日程】

受付日	対象地区	会場
23日(月)	松岩	広域防災センター
24日(火)	面瀬・新月	面瀬中(午前)・新月中(午後)
25日(水)	鹿折	鹿折中学校
26日(木)	気仙沼	市民会館
27日(金)	気仙沼	気仙沼高校
28日(土)	松岩	市総合体育館

※いずれの受付会場も駐車台数に制限があるため、混雑が予想されます。お車でお出での際は、できるだけ乗り合わせの上、お越しくください。

住宅が全壊・半壊された世帯への災害義援金配分の申請を受け付けています

【問】市社会福祉事務所 tel: 22-6600 内線 293・294

日本赤十字社などに全国から寄せられた災害義援金について、宮城県からの追加配分により、住宅が被災した世帯も対象とし、現在申請を受け付けています。

義援金の配分は、原則として口座振込で行います。

災害義援金配分内容(県配分基準どおりの額)

《住宅被害》

- (1) 全壊(全焼・全流失): 1戸あたり35万円
 - (2) 大規模半壊、半壊(半焼): 1戸あたり18万円
- ※り災証明書の区分をもとに配分されます。

■義援金を受け取られる方: 被災した住家に居住していた世帯の世帯主(アパートなども含まれます)

■申請受付日時・場所: 5月14日(土)以降は、ワン・テン庁舎2階「シルバープラザ」、市保健福祉センター「燦さん館」(唐桑町石浜)、本吉総合支所保健福祉課、階上・大島出張所で、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

持参するもの:

- り災証明書(市税務課で申請受付・交付)
- 世帯主名義の預金通帳(写しでも可)
- 本人確認ができる書類(運転免許証など)
- 賃貸契約書(アパートなどの場合・写しでも可)
- 印鑑

◎人的被害(亡くなられた方・行方不明の方)に関する義援金の配分についても、引き続き申請を受け付けています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

お願い 目でご不自由な方などがいらっしゃる場合は、上記の内容を読み上げ、掲載されている情報をお伝えしていただくようご協力をお願いします。

「被災者生活再建支援金」の追加お知らせについて

※次のように、広報5/15号のお知らせに追加（一部修正）しますので、
よろしく願い申し上げます。

- **5月16日（月）～29日（日）の間に申請された場合は、同一時期に国の所管機関から口座振込される予定ですので、あわてずに申し込み願います。**
 - **広報には、地区ごとの申請月日と場所をお示しいたしましたが、ご都合が見つからない場合などは、他の月日・場所でも受け付けます。**
 - **「階上・大島出張所」も5月16日（月）から受付を開始します。**
-

詳しくは
お問い合わせを

「国」「県」「市」の各種税金が軽減・減免されます

📎 国税に関する特例措置

【問】 気仙沼税務署 tel: 22-6780
国税庁ホームページ URL: www.nta.go.jp

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、特例により、平成22年分所得税の軽減・免除を受けられます。また、既に平成22年分の確定申告を行っている方は更正の請求を、それ以外の方は、確定申告の手続きを行うことにより、税金の還付を受けられます。手続き方法など、詳しくは、気仙沼税務署にお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

税制上の取り扱い	特例措置の内容
所得税の軽減 または免除	住宅や家財などに損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税金の軽減・免除の方法のいずれか有利な方法を選択することによって、所得税の全部または一部を軽減することができます。
源泉所得税の 徴収猶予・還付	上記の雑損控除の適用を受けようとする方、または、住宅・家財の損害割合などが一定の条件に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金について、源泉所得税の徴収猶予、既に徴収された源泉所得税の還付を受けることができます。
住宅借入金等 特別控除の特例	住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に、震災により居住できなくなった場合でも、その住宅に係る控除の残りの適用期間について、引き続き控除の適用を受けることができます。
財産形成 住宅(年金)貯蓄の 利子等の非課税	震災で被害を受けたことにより、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に「勤労者財産形成住宅貯蓄」または「勤労者財産形成年金貯蓄」の払出しを受ける方は、貯蓄の利子などについては課税されません。
納税の猶予	震災により財産に相当な損失を受けた方や国税を一度に納付することが困難な方は、申請し承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
予定納税額の減額	所轄税務署から予定納税額を通知された方で、震災により事業用資産や住宅家財などに損害を受け、平成23年分の所得税の見積額が、予定納税基準額に満たないと見込まれる場合は、予定納税額を減額することができます。
申告・納付などの 期限延長	平成23年3月11日以降に到来する全ての国税の申告・納付などの期限が延長されています。申告などの延長期間については、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

※上記のほか、自動車が廃車となった場合の「自動車重量税の特例還付」や、買替車両に係る「自動車重量税の免除」が受けられます。また、被災された方が作成する「消費貸借誓約書(金銭貸借借書)」・「不動産譲渡契約書」・「建設工事請負契約書」の印紙税が非課税となります。

📎 地方税(県・市)に関する特例措置

【問】 ●宮城県税務課 tel: 022-211-2321
●市税務課 tel: 22-6600
【市民税】 市民税係: 内線 243・244 【固定資産税・都市計画税】 固定資産係: 内線 245・247
【その他】 税制係: 内線 241・242

東日本大震災により被害を受けた方は、地方税の軽減措置などを受けられます。軽減措置などを受けるための手続き方法など、詳しくはお問い合わせください。

税制上の取り扱い	特例措置の内容
県・市税 共通の 取り扱い	被災された方の状況に応じて、宮城県と気仙沼市の条例などにより、税の減免を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。
申告・納付などの 期限延長	国税と同様に、平成23年3月11日以降に到来する全ての地方税の申告・納付などの期限が延長されています。延長期間については、あらためてお知らせします。



地方税(県・市)に関する特例措置 (2ページの続き)

税制上の取り扱い		特例措置の内容
県税の取り扱い	自動車取得税などの非課税措置	震災により滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車取得税と平成25年分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の減免措置	震災により滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
市税の取り扱い	個人市民税の軽減措置	震災により住宅・家財などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより、個人市民税の軽減を受けることができます。
	固定資産税の軽減措置	震災により滅失・損壊した住宅の敷地について、引き続き住宅用地として固定資産税の軽減措置を受けることができます。また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをされた方も軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	震災により滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税になります。

※震災により滅失・損壊した自動車には、自動車税・軽自動車税は課されません。

5/16から「私有地」のがれき・損壊家屋・自動車の撤去を開始します

【問】・市がれき撤去担当 tel: 22-5212
 ・市廃棄物対策課 tel: 22-9680 ・市土木課 tel: 22-3451

市では、5月16日から、震災で生じた私有地内のがれきや損壊し解体を希望する家屋、被災した自動車の撤去を開始します。作業のため私有地内に立ち入ることについて、ご理解とご協力をお願いします。なお、市による撤去を希望しない場合は、事前に連絡ください。

がれきの撤去

衛生環境改善の観点から教育・医療・福祉施設を優先するとともに、雇用創出のため事業所の集積地も優先的に撤去を進めます。作業地区や開始時期については、市のホームページなどでお知らせします。

損壊家屋の撤去【申込受付期間:5月16日(月)～31日(火)】

家屋の解体・撤去を希望する方は、事前に申し込みが必要です。申込書は、市役所、唐桑・本吉総合支所、階上・大島出張所のほか、各避難所でも配布・受け付けます(り災証明書の写しを添付してください)。

- 必要なご自身の所有物は、事前に回収してください。
- 撤去現場への立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の作業員などの指示にしたがってください。

被災した自動車の撤去

市が業者に委託し、幹線道路や居住可能な民地を優先して撤去を行います。撤去の進め方は次のとおりです。

- ① 市が被災車両へ「移動通知書」を貼り付け ※5月16日(月)から
- ② 概ね1週間後に、一時保管場所へ移動 ※5月23日(月)以降
- ③ 所有者の意思確認の上「引き渡し」または「処分」

※保管場所へ移動した車両のナンバーは、県と市のホームページに掲載されますので、ご確認ください。

大切な品・思い出の品をお探しの方へ

捜索活動やがれき撤去の際に発見したアルバムや位牌、賞状などの拾得物を、次の場所で保管・公開しています。大切な品や思い出の品が見つからずお困りの方は、各会場までお越しください。

■保管・公開する拾得物
 アルバムや位牌、賞状など

- 公開場所
- 階上公民館(長磯船原)
 - 面瀬地域ふれあいセンター(松崎高谷)
 - 唐桑体育館(唐桑町馬場)

※本吉地域内での公開については、現在準備中です。

※拾得物を発見した地域と公開場所の地域は、必ずしも一致しませんのでご了承ください。

■公開日時

月曜日から金曜日までの、午前9時から午後4時まで(祝日を除きます)

※金庫や現金、預金通帳などの有価物をお探しの方は、気仙沼警察署にお問い合わせください。

【問】市危機管理課 tel: 22-1460
 ※有価物の問い合わせ先
 気仙沼警察署 tel: 22-7171

引き続き余震にご注意を

3月11日の震災以降、余震が続いており、今後も余震が発生する恐れがあります。地震が発生したらまずは身の安全をはかり、沿岸部の方は高台に避難するなど津波に十分注意しましょう。

※余震により、建物やがれきが崩れる恐れがありますので、撤去作業などの際はご注意ください。なお、破傷風防止のため、作業の際は、ゴム手袋の着用や肌を出さない服装を心がけてください。

✓ 国などの制度を活用した 新たな雇用の創出に取り組んでいます

【問】ハローワーク気仙沼(柏崎 1-1・気仙沼プラザホテル内)
tel : 080-2807-4956 ・ 080-2807-4957

市では、国や県の「緊急雇用創出事業」を活用し、被災された皆さんや仕事でお困りの方などの新たな雇用を生み出す取り組みを進めています。

現在、市の業務に関する事務補助や、震災復興のための作業補助などを行っていただく臨時職員の雇用などを行っており、募集中のものほか、今後新たに募集を行うものもあります。

募集は、主にハローワークを通じて行います。勤務条件や給与など、募集に関する情報には、市のホームページをご覧ください。電話などでお問い合わせください。

■今後見込まれる主な業務

被災者支援業務、避難所の運営補助、市の窓口業務補助、市道の除草などの環境保全業務補助など

※ハローワーク気仙沼管内の求人情報をまとめた冊子(週1回程度更新)を、各避難所などに掲示しています。応募の際にはハローワーク気仙沼の紹介状が必要です。詳しくはお問い合わせください。

✓ 乳幼児健診が再開しました

【問】市健康増進課 tel : 21-1212

震災により休止していた乳幼児健診(4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児)を、次のとおり再開します。

今年度は、本吉地域の方も市民健康管理センター「すこやか」(東新城)で受診していただきますので、ご了承ください。

■健診実施内容

会場：市民健康管理センター「すこやか」(東新城)

受付時間：午後0時15分～0時30分

持参するもの：母子健康手帳・問診票(流産・紛失した場合は再交付できます)・バスタオル

健診対象児	実施月日	対象になるお子さん
4か月児	6月9日(木)	平成23年 2月1日～2月14日生
	6月10日(金)	平成23年 2月15日～2月28日生
1歳6か月児	5月26日(木)	平成21年 8月1日～8月31日生
	5月27日(金)	平成21年 9月1日～9月22日生
2歳6か月児	5月24日(火)	平成20年 9月1日～9月16日生
	5月25日(水)	平成20年 9月17日～10月4日生
3歳児	5月19日(木)	平成19年 7月30日～8月17日生
	5月20日(金)	平成19年 8月18日～9月5日生

📎 2か月、8・9か月児健診について

乳児一般健康診査は、次の医療機関で実施しています。事前に連絡の上、受診してください。母子健康手帳別冊につづってある「受診票」を持参してください。

【健診受診可能医療機関】

- 気仙沼市立病院(田中184) tel : 22-7100
- 三条小児科(田中前二丁目) tel : 23-0088
- 佐々木小児科(※本郷に移転) tel : 22-6811
- 小野医院(唐桑町宿浦) tel : 32-3128

※子育て相談は、次の日程で実施しています。

- ◆ 5月18日(水)・午前9時30分～10時30分
市民健康管理センター「すこやか」(東新城)和室
- ◆ 5月31日(火)・午前9時30分～10時
本吉松岡タウンセンター(本吉町津谷松岡)

※現在「新生児訪問」と「こんにちは赤ちゃん事業(生後4か月までのお子さんがいる全戸を訪問)」を実施しています。まだ訪問を受けていない方は、市健康増進課までご連絡ください。

✓ 休日当番医が変わりました

【15日(日)】

- 大友病院(三日町) tel : 22-6868 [時間 9:00～15:00]
- 鈴木医院(階上) tel : 27-2315 [時間 9:00～15:00]

【22日(日)】

- 三条小児科医院(田中前) tel : 23-0088
[時間 9:00～12:00・14:00～17:00]

【29日(日)】

- 葛内科胃腸科医院(田中前) tel : 22-6750 [時間 9:00～17:00]



被災者支援情報の
メール配信を始めました



ご希望の方は

05999@nopamail.jp

へ空メールを

市では「気仙沼市被災者支援メール」の配信を行っています。支援制度の紹介やライフライン復旧情報、地震・津波などの防災情報などをお届けするもので、市外にいる方でも、お持ちの携帯電話やパソコンなどで受信可能です。

【登録方法】ご自身の携帯電話から、次の手順で登録してください。

- (1) 以下のアドレスに空メール(本文不要)を送信。
【Eメールアドレス：05999@nopamail.jp】
- (2) 返信メールから登録用ページにアクセスし、利用規約を確認し同意。
※登録は無料です。メール送受信のほか、ホームページなどへ接続する際のポケット通信費用は、利用者の負担となります。

※QRコードの読み取りが可能な機種をお持ちの方は、このコードを読み取って空メールを送信してください。



● 市の情報は次の方法でお届けしています



■各避難所・市民の皆様へお知らせ
掲示場所：各避難所、市役所、総合支所など



■さいがいエフエム
けせんぬまさいがいエフエム(77.5Mhz)
けせんぬまもとよさいがいエフエム(76.8Mhz)



■市公式 Web サイト：「気仙沼市公式」で検索
URL : <http://www.city.kesenuma.lg.jp/>



■携帯サイト：
i-mode EZweb Yahoo! ケータイ

